令和９・10年度

雲南市測量、建設コンサルタント業務等
入札参加資格申請の手引き

【令和９・10年度定期審査用】

令和８年１１月版

雲南市

総務部管財課
財産管理監視グループ

はじめに

この手引きは、島根県と県内１６市町は共同開発、共同経営を行う資格申請システムでの申請受付を前提に、令和９・10 年度の測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務等への入札参加資格申請において、雲南市への申請に必要な資格、雲南市に申請できる工事の種別、雲南市の個別審査に必要となる個別添付書類について記述する。この手引きのほか、以下の書類を熟読のうえ資格申請システムにより申請を行うこと。

【この手引きの他に確認する資料】

・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）」
（以下、「手引き（共通編：業務）」という。）

・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）」
（以下、手引き（操作マニュアル編：業務）という。）

・「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（個別情報編）」
（以下、手引き（個別情報編：業務）という。）

１．申請方法

「島根県電子調達共同利用システム」による申請の方法は手引き（共通編：業務）、手引き（操作マニュアル編：業務）、手引き（個別情報編：業務）を確認のうえ、申請してください。

２．申請期間

令和８年１１月２日（月）から**令和９年１月１８日（月）**まで

【注意】定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日８時～２３時のみとなります。したがって、土日・祝日・12 月 29 日から１月３日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意ください。

※システムの操作方法は手引き（操作マニュアル編：工事）を、添付書類の送付に関する注意事項等に関しては手引き（共通編：工事）を必ず確認してください。

３．入札参加資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月 31 日まで

４．申請口について

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の各号のいずれかに該当する者でないこと。

② 資格審査を希望する業種の種類に対応した登録を受けていること。

・測量業務（測量法第 55 条の規定による登録）

・土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント登録規定第２条の規定による登録）
・建築関係建設コンサルタント業務（建築士法第 23 条の規定による登録）
・地質調査業務（地質調査業者登録規定第２条の規定による登録）
・補償関係コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規定第２条の規定による登録）
・その他業務で営業に関し必要とされる登録

③ 引き続き１年以上その業を営んでいること。ただし、法人の場合においてその代表者が１年以上同一の営業に従事したものであるときは、この限りではない。
④ 雲南市税の滞納がないこと。
⑤ 加入義務のある社会保険料等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の滞納がないこと。
⑥ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

なお、申請資格に関する重要な事実について**虚偽申請を行った者**については、認定後であっても**入札参加資格を取り消し**ます。

また、雲南市から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

５．入札参加資格申請の流れ

島根県電子調達共同利用システムの「競争入札参加資格申請受付システム」により申請を行います。申請の流れについては、「手引き（共通編）」及び「手引き（操作マニュアル）」をご確認ください。

６．雲南市に申請できる業務の種類

雲南市測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（以下「審査要綱」という。）の規定に基づき、入札参加資格の認定は、**【別表１】の業務の種類**の希望する業務毎に行います。

希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には「手引き（操作マニュアル編：業務）」を確認のうえ慎重に行ってください。

※入札参加資格の希望の変更及び追加は、定期的に行う追加申請時のみとなります。随時の変更申請で希望の変更及び追加は出来ませんので、ご了承ください。

７．書類の提出

添付書類には、共通審査団体へ提出する共通添付書類と、雲南市へ提出する個別添付書類があります（「手引き（共通編：業務）」参照）。

共通添付書類は共通審査団体へ。
個別添付書類は雲南市へ各１部提出してください。

（１）共通添付書類（共通審査団体へ提出）
「手引き（共通編：業務）」をご確認ください。

（２）雲南市個別添付書類（雲南市へ提出）
雲南市が独自に必要とする書類です。

・提出先　　〒699－1392　島根県雲南市木次町里方521－1
雲南市　総務部管財課　宛

・提出方法
雲南市個別添付書類はA4サイズで提出してください。
添付書類番号順に並べてクリアファイルに挟んで提出してください。
※封筒に朱書きで「雲南市入札参加資格申請書（測量・建設コンサルタント業務等：定期申請）在中」と明記して送付してください。

雲南市個別添付書類の説明：

番号	名　称	備　考
１	個別添付書類送付票（雲南市）	資格申請システムより出力されるもの。
２	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）	資格申請システムより出力されるもの。
３	業態調書（様式３号）	資本関係、親子会社関係調書。
４	委任状	入札及び契約に係る権限を委任する場合。（参考様式）業務 - ４号。
５	測量等実績調書	システムにデータが添付できない場合のみ提出する
６	技術者経歴書	システムにデータが添付できない場合のみ提出する。
７	雲南市税完納証明書（写し）	該当者のみ。 申請日から３ヶ月以内に発行されたもの。
８	社会保険料納入証明書（写し）	加入が義務付けられている事業者(法人または従業員５人以上の適用事業所)

８．書類の作成方法など

３「業態調書」（様式第３号）
資本関係・親会社－子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当無し」と記載し、記名押印のうえ提出してください。（参考：別表２）

7「雲南市税完納証明書（写し）」

雲南市に対して納税義務のある場合のみ対象となります。発行部局は市民環境部税務課及び各総合センター市民福祉課です。手数料は３００円となります。

交付申請の際には、税務関係証明書交付申請書（委任状含み）をご提出ください。なお、代表者が交付申請者の場合においても、委任状が必要となりますのでご注意ください。

また、金融機関等で納税後、市が納付を確認できるまで数日かかりますので、完納証明書を申請される直前に納税された場合は、納付が確認できるもの（領収書、送金履歴等）をご提示ください。

8「社会保険料納入証明書（写し）」

対象期間は直近の２年間とします。証明年月日が申請日前３ヶ月以内のものを提出してください。証明範囲区分は「延滞金を含む」をお願いします。管轄の年金事務所より取得してください。証明に係る手数料はかかりません。

９．審査結果

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は発行いたしません。）

また、認定を行わなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

１０．問い合わせ先

〒699-1392　島根県雲南市木次町里方 521-1
雲南市　総務部管財課
財産管理監視グループ

TEL：(0854)-40-1025　FAX：(0854)-40-1029
E-mail：kanzai@city.unnan.shimane.jp

【別表１】希望することができる業務の種類

希望する業務の種類		希望する業務の種類	
測量	測量一般	土木関係建	河川、砂防及び海岸・海洋
	地図の調整		港湾及び空港
	航空測量		電力土木
建	建築一般		道路

築コンサルタント	専門	意匠	設コンサルタント	鉄道
		構造		上水道及び工業用水道
		冷暖房		下水道
		衛生		農業土木
		電気		森林土木
		建築積算		水産土木
		機械設備積算		廃棄物
		電気設備積算		造園
		調査		都市計画及び地方計画
地　質　調　査				地質
補償コンサルタント		補償関連		土質及び基礎
		事業損失		鋼構造及びコンクリート
		営業補償・特殊補償		トンネル
		機械工作物		施工計画、施工設備及び積算
		物件		建設環境
		土地評価		機械
		土地調査		電気電子
		総合補償		その他

その他	1		4	
	2		5	
	3		6	

土木関係建設コンサルタント業務の「その他業務」を希望する場合は、「その他」欄にその内容を６項目以内で入力してください。

なお、「その他業務」は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務のいずれにも該当しない工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、遺跡調査、除草、伐採等が対象となります。

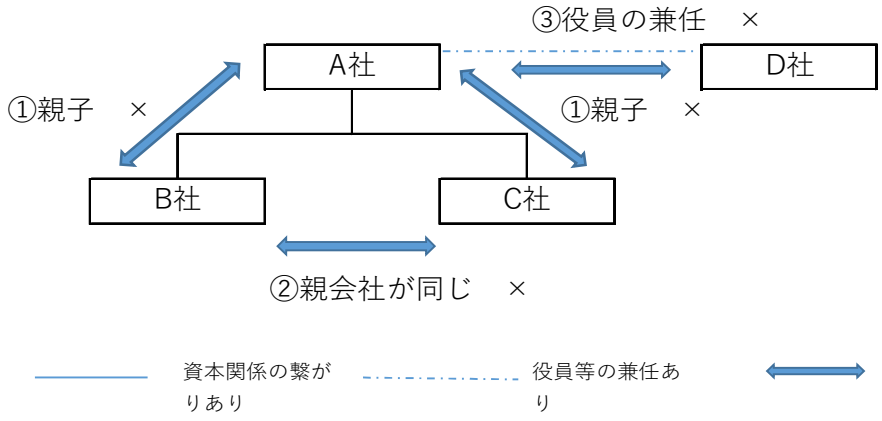
※市内に本社を有する事業者は、小規模修繕工事等希望者登録と重複申請することができます。（特に除草、伐採業務等）

別表２【様式第3号（第6条関係）業態調書の補足説明】

同一入札への参加が制限される場合について

１．制限基準

①親会社と子会社の二者
②親会社を同じくする子会社同士
③役員が兼任している会社同士（下記「役員の定義」参照）



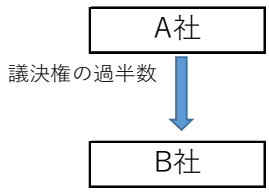
①，②について子会社又は子会社の一方が更生会社または再生手続き存続中の場合は除く。
③について、会社の一方が更生会社または再生手続き中の場合は除く。

２．親会社、子会社の定義

・会社法第2条第3号　（子会社の定義）
　会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

・会社法第2条第4号（親会社の定義）
　株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営をを支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

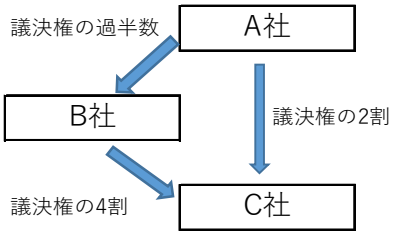
◎ケース①



A社はB社の親会社
B社はA社の子会社

	親会社	子会社
A社	－	B社
B社	A社	－

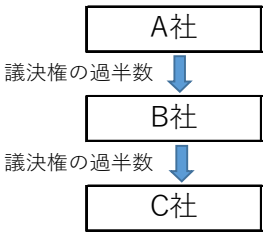
◎ケース②



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条より、A社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	－	B社、C社
B社	A社	－
C社	A社	－

◎ケース③



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条より、A社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	－	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	－

3．役員の定義

・会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
・取締役（社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。）
・会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
・委員会等設置会社における執行役または代表取締役